

平成 27 年 11 月 9 日

子どもの貧困対策について

川崎市長 福田 紀彦

子どもの相対的貧困率は、国民生活基礎調査によると 16.3% (平成 24 年) となっており、6 人に 1 人の約 325 万人が「貧困」に該当している。国においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し (平成 26 年 1 月施行)、平成 26 年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」を策定している。

大綱の中では、「教育の支援」・「生活の支援」・「保護者に対する就労の支援」・「経済的支援」を当面の重点施策としているが、教育施策・福祉施策を中心として、様々な支援制度を組み合わせ総合的に施策・事業を推進し、「子どもの貧困」の対策と未然防止に努めていかなければならない。

全ての子どもがその生まれ育った環境に左右されることなく、「自分の未来」に自信と夢と希望を持つことができるよう、必要な社会環境の基盤の整備に向けて、下記について、九都県市共同による研究を提案する。

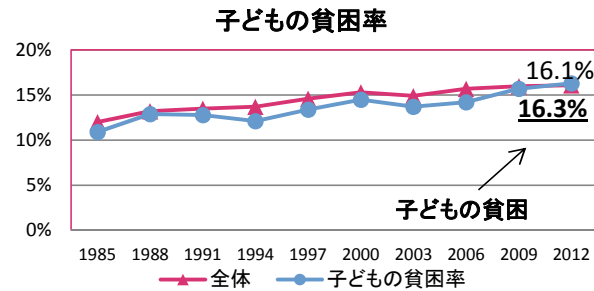
【検討課題】

「子どもの貧困」の対策と未然防止に関わる、様々な施策・制度のシームレスな取組の推進に向けた検討について

1 「子どもの貧困」の現状

(1) 全国の現状

◎政府の調査によれば、我が国の子どもの貧困の状況が厳しい状態にあり、2012年の国民生活基礎調査によると、「子どもの貧困率」は16.3%であり、上昇傾向にある。

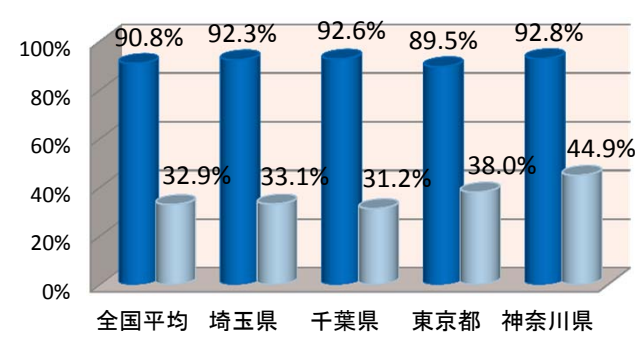


《国の定めた主たる指標》

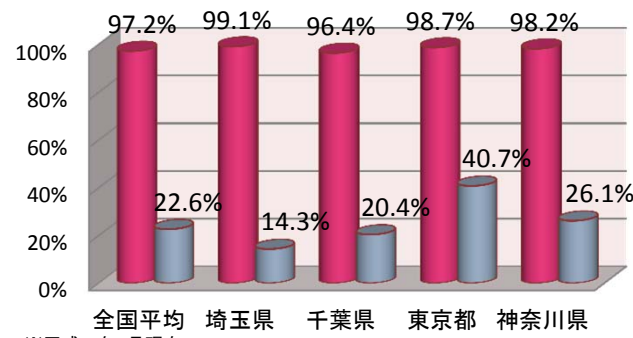
●生活保護世帯の子どもの高校中退率	5.3%
●生活保護世帯の子どもの大学等進学率	32.9%
●生活保護世帯の子どもの就職率 (高校卒業後)	46.1%
●児童養護施設の子どもの大学等進学率 (高校卒業後)	22.6%
●児童養護施設の子どもの就職率 (高校卒業後)	69.8%

(2) 首都圏の現状

生活保護世帯における子供の高等学校等・大学等進学率



児童養護施設の子供の高等学校等・大学等進学率



(参考) 全体の高等学校等進学率・・・98.6%(平成25年度)、全体の高等教育機関進学率(過年度含む)・・・77.9%(平成25年度) 文部科学省調査

- 「貧困」は、子どもの心身の成長や学力の向上に大きな影響をもたらす恐れがある。
- 貧困経験は、成人してからも影響を及ぼす恐れがあり、そのことが「貧困の連鎖」を引き起こしている。

2 「子どもの貧困」に関わる国の動き

(1) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定

◎平成25年6月に議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会の全会一致で成立し、平成26年1月に施行された。

(2) 「子供の貧困対策に関する大綱」の策定

◎上記法律に基づき、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」での議論を踏まえて、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、平成26年8月に閣議決定された。

《目的・理念》

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

教育の支援

- 学校をプラットフォームとした対策の推進
- 教育費負担の軽減 など

生活の支援

- 保護者の生活支援
- 子供の生活支援 など

保護者に対する就労の支援

- ひとり親家庭の親の就業支援
- 生活困窮者等への就労支援 など

経済的支援

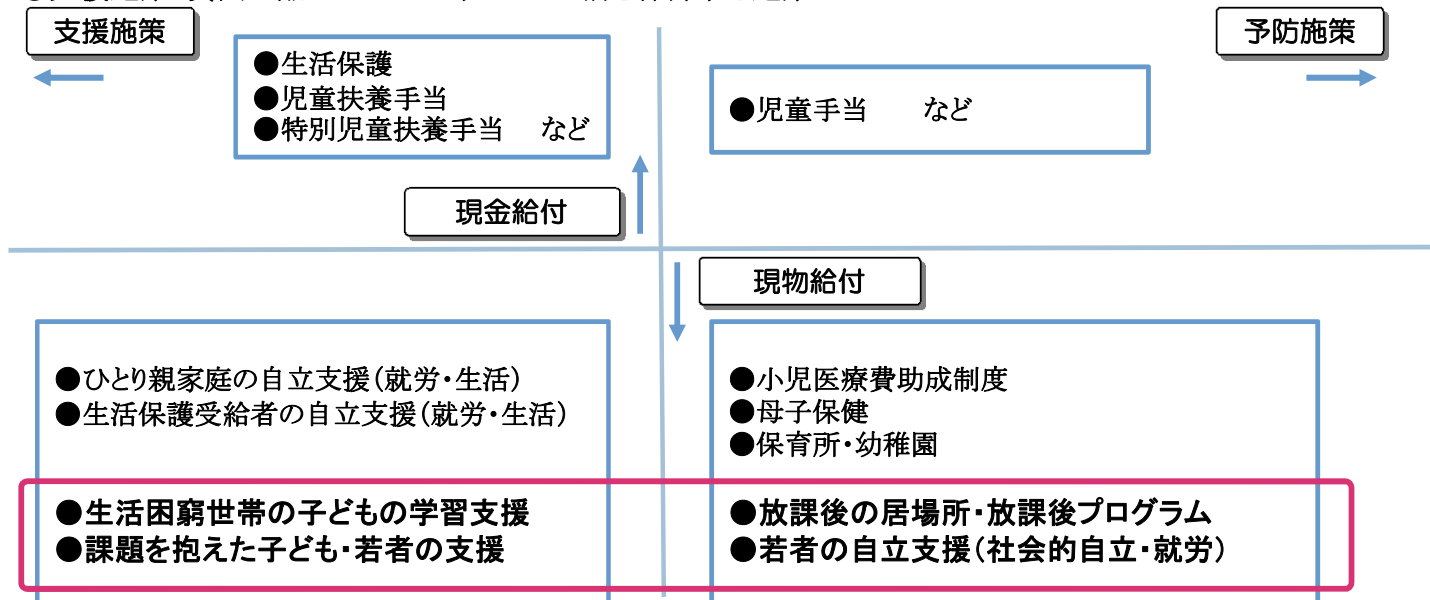
- 母子福祉資金貸付の父子への拡大
- 養育費の確保支援 など

当面の重点施策 (4つの柱)

3 「子どもの貧困」に関わる主たる施策

◎予防施策: 貧困をつくりださない社会の仕組みや制度を構築する施策

◎支援施策: 貧困に陥ってしまった人々の生活を保障する施策



上記のように、「子どもの貧困対策」は数多くの子どもと子育てに関わる法制度・サービスを複合的に組み合わせることで推進していくことが必要となる。

《「子どもの貧困対策」に関わる基本的な考え方》

- 全ての子ども・子育て支援施策を網羅した幅広い視点とともに、子どもの貧困対策と未然防止に向けた、様々な施策・制度のシームレスな仕組み
- 新規に取り組むべき課題及び充実強化を図るべき課題を重点的に検討

4 今後の取組

《主な重点課題》

●学習支援のあり方 ※教育施策と福祉施策の連携の充実

- ◎教育施策における取組: 確かな学力の育成・一人ひとりの教育ニーズへの対応
- ◎福祉施策における取組: 生活保護、ひとり親家庭も含めた生活困窮者世帯への総合的な学習支援
子どもの意欲を喚起する体験学習

●「居場所」のあり方 ※地域の社会資源の有効活用

- ◎家庭や学校以外にも、地域の中で子どもの居場所をつくり、子どもを孤立させない仕組みの構築
※多世代の交流や中高生が活躍できる場の設定等

●若者の自立支援のあり方

- ◎社会的自立・就労への意欲喚起と若者の就労支援

●課題を抱えた子ども・若者の支援のあり方

- ◎ひきこもり・非行・虐待(ネグレクト)など、課題を抱えた子ども・若者の個別的な支援



《九都県市共同研究》

- ①各都市における好事例・先進事例の調査を実施し、情報を共有する。
- ②調査を踏まえ、「子どもの貧困対策」に関わる幅広い各施策の取組をシームレスに研究・検討し、検討内容を踏まえ、必要に応じて国に対して要望を実施する。